

総務厚生委員会

付託議案の審査

3月定例会において総務厚生委員会には16件の議案が付託され、すべて原案のとおり可決すべきものと決定しました。議案と主な質疑は次のとおりです。

◆議第2号

高山市行政不服審査法施行条例について（行政不服審査制度が全面的に改正されたことに伴い、条例を

制定するもの）

【論点①】行政不服審査制度の改正点

- ・ 審理員による審理や第三者機関である審査会の設置、不服申立て手続きの審査請求への一元化、請求期限の延長である。

【論点②】これまでの不服申立ての件数やその対応

- ・ 平成25年度以降は少ないが、22年度から24年度までは1件ずつあり、それぞれ担当課が対応していた。

【論点③】審理員や審査会のメンバーと公平性の確保

- ・ 審理員は弁護士1名を想定している。審査会委員には調停委員など公職の方などを想定しており、公平性に配慮する。



◆議第5号

高山市一般職の任期付職員の採用等に關

する条例について（地方公共団体の一般職

の任期付職員の採用に関する法律に基づき、任期を定めた職員を採用できるように条例を制定するもの）

【論点①】法律制定から10年以上が経過している中、今回の条例制定に至った経緯

- ・ 当時は職員も相当数いたうえ、高度な技術をもった専門職の配置の必要性がなかったが、最近の行政課題の解決に向け、適切な業務執行のために今回条例を制定することとした。

【論点②】任期付職員の採用等に対する考え方

- ・ 専門的知識等を有する任期付職員については、情報セキュリティや訴訟対応が喫緊の課題と捉え、IT技術者や弁護士を想定している。

任期付短時間職員などの規定は法律に基づき制定するが、採用については他市の事例も参考にしっかりと精査したい。

- ・ 採用は面接などを行い適正に決定する。
- ・ 平成28年度当初の採用は想定していないが平成29年度に向けて検討したい。

※質疑の後、議員間で「継続調査の必要性等、本議案の取扱い」について自由討議を行い、「年度当初の採用見込みがなければ、条例制定を急がず、もう少し委員会で調査すべき」といった意見や「条例制定が遅れば、全体の職員採用にも影響がある」、「どの業務で任期付職員を採用していくか今後の検討が重要である」といった意見が出されました。

【論点①】今回の人事院勧告の主な内容

- ・ 約1万2千の民間事業所の給与を調査した結果、民間給与との差0.36%を埋めるため、月額給与の引き上げと勤勉手当0.1か月分の引上げなどを行うものである。
- ・ 地域手当も引上げとなっているが、高山市は対象地域ではない。

【論点②】改正に伴う影響額

- ・ 議員全体で、約120万円、特別職で、約34万5千円、職員全体で、約4,200万円である。

【論点③】若年層の処遇改善

- ・ 若年層では、月額2,500円の増額となる。

関する条例の一部を改正する条例について（人事院勧告に伴う

職員の給与や手当、特別職及び議員の期末手当を改正するもの）

※一括議題として審査しました。

【論点①】今回の人事院勧告の主な内容

- ・ 約1万2千の民間事業所の給与を調査した結果、民間給与との差0.36%を埋めるため、月額給与の引き上げと勤勉手当0.1か月分の引上げなどを行うものである。
- ・ 地域手当も引上げとなっているが、高山市は対象地域ではない。

【論点②】改正に伴う影響額

- ・ 議員全体で、約120万円、特別職で、約34万5千円、職員全体で、約4,200万円である。

【論点③】若年層の処遇改善

- ・ 若年層では、月額2,500円の増額となる。

・ 初任給も増額となる。

【論点④】民間企業の若年層への対応

・ 産業政策や経済対策をしっかりと行いたい。

【論点⑤】平成28年度の職員採用辞退者がでていの中で、人材確保に向けての処遇改善

・ 処遇面から辞退したとの理由は聞いていない。

・ 給与水準は健全財政の維持といった側面からも検討が必要である。

※質疑の後、議員間で「議員の期末手当の改正」について自由討議を行い、「景気低迷を実感する中で、議員の期末手当の改正には賛成できない」といった意見や「高山市議会では、これまで議員定数の削減、議員報酬の自主的削減も行う中で、人事院勧告に準じて改正を行ってきた経緯がある。今回の改正もこれまでと同様でよいと考える」といった意見が出されました。